

平成27年度

監査結果報告書

定期監査
(土木建築部)

指定管理者監査
(大分県住宅供給公社)
(株式会社別大興産)

大分市監査委員



監査第1079号
平成28年3月14日

大分市長 佐藤樹一郎 殿
大分市議会議長 永松弘基 殿

大分市監査委員 佐藤 浩

大分市監査委員 古庄 研二

大分市監査委員 安東 房吉

大分市監査委員 仲家 孝治

監査の結果について（報告）

定期監査及び指定管理者監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

定期監査結果報告

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
土木建築部 土木管理課 道路建設課 道路維持課 河川課 建築課 住宅課	平成27年度(平成27年4月1日～平成27年9月30日)に係る事務事業 ただし、補助金等については平成26年度分も対象とした。	平成27年11月27日～平成28年2月29日

2. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか等に着眼して監査を実施した。

3. 監査の結果

土木建築部

[個別事項]

土木管理課

(1) 備品等の管理事務について

- ・備品の管理が適切でないもの

大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者である課長は、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされ、会計管理者は、当該通知をうけたときに備品台帳等の関係帳簿を整理することとされている。

しかしながら、既に廃棄された備品について、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。

今後は、規則に従い備品の適切な管理をされたい。

(2) 市道等占用料の徴収事務について

- ・道路占用許可及び市道占用料の徴収が適正でないもの

市道の一部をイベントの会場として道路占用許可した際、実際に占用する会場全体の面積ではなく、ステージ部分の面積のみについて占用許可し、占用料を徴収しているものが見受けられた。

今後、道路占用許可及び市道占用料の徴収に当たっては、適正な事務処理をされたい。

河川課

(1) 河川等占用料の徴収事務について

- ・法定外公共物の占用料減免手続に不備があるもの

大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例の規定では、市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、占用料等を減免することができることとされている。また、大分市事務決裁規程等により、条例、規則又は市長決裁で減免の基準が定められているものは課長の専決事項となっている。

しかしながら、道路及び河川等に係る法定外公共物の占用料の減免審査基準等が改定され道路のみの減免基準となったことにより、河川等の法定外公共物の占用料の減

免については、市長決裁が必要となったにもかかわらず、課長専決としていた。

今後、法定外公共物の占用料の減免に当たっては、条例等に従い適正な事務処理をされたい。

道路建設課 道路維持課 建築課 住宅課

特に指摘事項はなかった。

[共通事項]

(1) 契約書の不要な捨印について (要望事項)

契約書に訂正等が無いにも関わらず、不要な捨印を押しているものが散見された。不要な捨印は、契約書の改ざんにもつながる恐れがあるので、必要な時以外は押印しないよう注意されたい。

(2) 随意契約理由について (要望事項)

いわゆる特命随意契約を行う場合の随意契約理由については、透明性及び公平性の観点から、相手方を特定せざるを得ない理由を具体的にしておく必要がある。

しかしながら、契約の条件に合致するという理由のみで、条件に合致する業者が他にはいないという記載がなく、相手方を特定せざるを得ない理由としては記載内容が不十分なものが見受けられた。

契約に際しては競争が原則であることから、競争入札に適しないことを随意契約理由で具体的に記載することにより、契約の透明性を確保されるよう要望する。